

改正児童福祉法の施行等について

令和4年改正児童福祉法の施行について

改正事項	施行に向けた検討状況
里親支援センター	<ul style="list-style-type: none">○ 里親支援センターの実施要綱案を<u>1月25日の自治体説明会</u>でお示しし、自治体からのご意見等を踏まえ、令和5年度末を目途に確定版を発出予定。○ 本センターのガイドラインについては、令和5年度末を目途に発出予定。
児童自立生活援助事業	<ul style="list-style-type: none">○ 児童自立生活援助事業の支援対象者を定める関係法令については、令和5年度末に公布予定。また、実施要綱については令和5年度末を目途に発出予定。○ 本事業のガイドラインについては、令和5年度末を目途に発出予定。
社会的養護自立支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none">○ 社会的養護自立支援拠点事業については、実施要綱案を<u>1月25日の自治体説明会</u>でお示しし、自治体からのご意見等を踏まえ、令和5年度末を目途に確定版を発出予定。○ 本事業のガイドラインについては、令和5年度末を目途に発出予定。
妊産婦等生活援助事業	<ul style="list-style-type: none">○ 妊産婦等生活援助事業の実施要綱案を<u>1月25日の自治体説明会</u>でお示しし、自治体からのご意見等を踏まえ、令和5年度末を目途に確定版を通知予定。○ 本事業のガイドラインについては、令和5年度末を目途に発出予定。

令和4年改正児童福祉法の施行について

改正事項

施行に向けた検討状況とご対応のお願い

家庭支援事業

(新設・拡充分)

※子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業。
うち、右記の4事業について、新設・拡充

(子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業)

- 実施要綱案及びガイドライン案を、昨年12月に自治体へ送付。その後、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。
- また、子育て世帯訪問支援事業の施行に伴い、養育支援訪問事業における育児・家事援助が、子育て世帯訪問支援事業に移行することにご留意いただきたい。

(親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業)

- 実施要綱案／実施要綱改正案を、1月25日の自治体説明会でお示し予定。その後、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。

※これらの家庭支援事業は、子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることから、昨年9月にお示しした『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(初版)』を参考に、「量の見込み」を適切に算出し、計画的に整備を進めていただきたい。

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。
- これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し児童の養育環境の向上を図る。

2. 事業の概要

(1) 里親支援センターの概要

① 支援内容

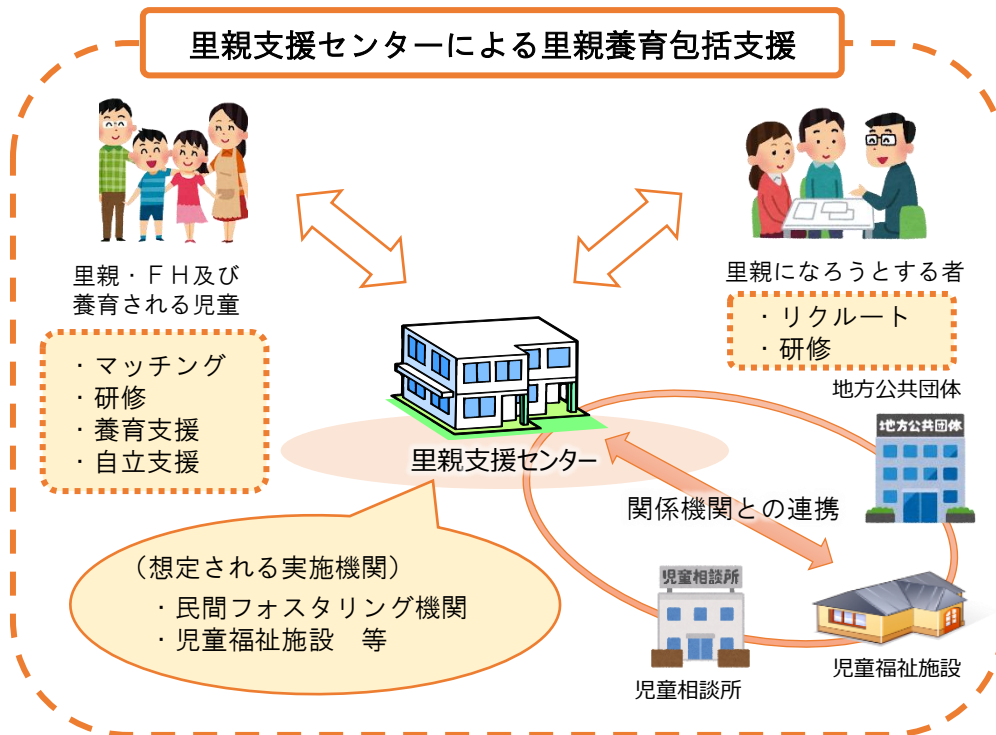
里親支援センターは、里親等に係る支援を包括的に実施することとし、具体的には以下の里親支援事業をすべて実施するものとする。

- i 里親制度等普及促進・リクルート業務
- ii 里親等研修・トレーニング等業務
- iii 里親等委託推進等業務
- iv 里親等養育支援業務
- v 里親等委託児童自立支援業務

(※) 養子縁組に係る支援については、「養子縁組包括支援事業」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1メニューとして実施。）により補助。

② 支援対象者

- ・ 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者（事業者、養育者、補助者。以下「里親等」という。）
- ・ 里親等に養育される児童（以下「里子等」という。）
- ・ 里親になろうとする者



(2) 里親支援センターの要件

①職員配置基準

配置基準	配置職員	配置人数	備考
20 : 1 ・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。 ・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。	里親支援センターの長	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任

②職員の任用要件【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6及び第88条の7】

i. 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ：里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

ii. 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

iii. 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

2. 事業の概要

iv. 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

(※) ウに該当する者としては、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者の活用についても検討すること。

③設備基準【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の5】

事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を備えること

④運営基準【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の9及び第88条の10】

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する第三者評価及び関係機関との連携を行う

(3) 財政支援の考え方 ※金額については財政当局と調整中

①補助単価（年額）

（基本分）

登録里親世帯60世帯以下の里親支援センターのケース 基準単価：35,504千円

（加算分）

i 市町村連携職員加算

地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーターを配置する場合の加算
基準単価：5,976千円

ii 心理療法担当職員加算

虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する職員を配置する場合の加算
心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで
基準単価：1人加配 5,724千円、2人加配 9,702千円

iii 自立支援担当職員加算

里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置する場合の加算

ア. 自立支援担当職員加算（Ⅰ）：アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上

イ. 自立支援担当職員加算（Ⅱ）：アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上

基準単価：アの場合 5,724千円 イの場合 3,404千円

2. 事業の概要

iv レスパイトケア加算

里親支援センターにおいて、里親等に対し、レスパイトケアを実施するための職員配置等の体制整備した場合の加算。

ア. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間120日以上施設

イ. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間240日以上施設

基準単価：アの場合**3,404千円**、イの場合**5,724千円**

v 親子関係再構築支援加算

虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う
家庭支援専門相談員を配置するための加算

ア. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上施設

イ. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上施設

基準単価：アの場合**3,404千円** イの場合 **5,724千円**

注) いずれの単価も地域区分により変動あり

②補助率

国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、年齢要件の弾力化が規定された。
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定され、より児童が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を図る。
- （※）現行の「就学者自立生活援助事業」及び「社会的養護自立支援事業」については、上記に伴い、廃止。

2. 事業の概要

（1）児童自立生活援助事業の対象拡大の概要

① 支援内容

共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し生活相談その他の援助を行う。

② 支援対象者

ア 満20歳未満の場合

- 措置解除者等であること

- ・ 措置等（※1）を解除された者
 - ・ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者（※2）
- ※1 里親、ファミリーホームへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置
 ※2 母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者を含む

イ 満20歳以上の場合

- 措置解除者等であって政令で定める者であること
- 高校・大学等に就学中であること等の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者であること
- ※ 上記の「政令で定める者」・「政令で定めるやむを得ない事情」については内閣法制局と調整中。
- ※ 現行法で「満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた」という要件があり、満20歳に達する日前後の状況を勘案していたことを踏まえて検討中。
- ※ やむを得ない事情としては、就学中であることに加え、就学予定、就職活動中、不安定な雇用状態であること等を規定することを想定。

2. 事業の概要

(2) 児童自立生活援助事業の要件

①職員配置基準【児童福祉法施行規則第36条の8】

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	-	-	-	-

②職員の任用要件【児童福祉法施行規則第36条の8】

指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

ア：児童指導員の任用資格に該当する者

イ：保育士

ウ：児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

エ：ア～ウに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

③設備基準【児童福祉法施行規則第36条の9】

Ⅰ型、Ⅱ型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること

Ⅲ型：なし

④入所定員【児童福祉法施行規則第36条の14】

Ⅰ型：5人以上20人以下

Ⅱ型：5人以下（※）本体施設の定員外に設定すること

Ⅲ型：里親4人以下、ファミリーホーム6人以下（いずれも里親委託児童、ファミリーホーム委託児童を含む）

2. 事業の概要

(3) 財政支援の考え方 ※金額については財政当局と調整中

①補助単価

(事業費)

I 型 : 現行の適用単価

II 型、III 型 : 現行の自立援助ホームにて対象となる事業費を対象とすることを基本とし、単価も自立援助ホームと同額とする。

児童自立生活援助事業の対象となる事業費の整理				
	I 型	II 型	III 型	
	自立援助ホーム	児童養護施設等	里親	ファミリーホーム
一般生活費	○	○	○	○
被虐待児受入加算	○	○	×	○
教育費	○	○	○	○
見学旅行費	○	○	○	○
特別育成費	○	○	○	○
医療費 ※1	△	△	△	△
職業補導費	○	○	○	○
冷暖房費	○	○	○	○
就職支度費	○	○	○	○
大学進学等自立生活支度費	○	○	○	○
葬祭費	○	○	○	○
里親手当	×	×	○	×
里親委託児童通院費	×	×	○	×
受託支度費 ※2	○	○	○	○
予防接種	○	○	○	○
防災対策費	○	×	○	○
視力矯正費	○	○	○	○

※1 対象者が就職している場合は対象外

※2 同一施設で措置から引き続き児童自立支援事業となる場合は除く

(事務費)

I 型 : 現行の事務費単価を想定

II 型 : 基準単価 : **440,371円** (児童一人当たり月額) **注) 地域区分及び定員規模により変動あり**

III 型 : ファミリーホームについては、委託児童と同様の事務費を支弁

※里親は里親手当と同額 (児童 1 人当たり月額 9 万円) を支弁

②補助率

国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

<安心こども基金を活用して実施>

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

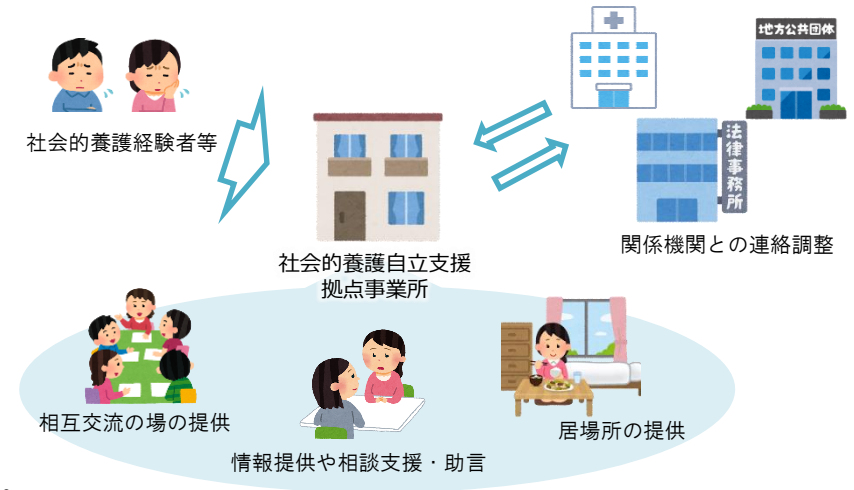
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター 1 人		
・ 生活相談支援員 1 人		
・ 就労相談支援員 1 人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を 2 人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

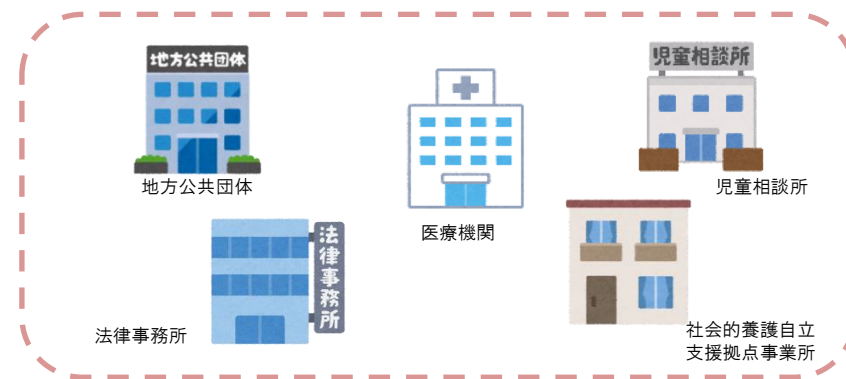
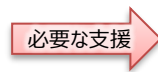
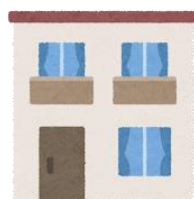
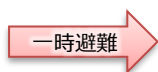
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

〈安心こども基金を活用して実施〉

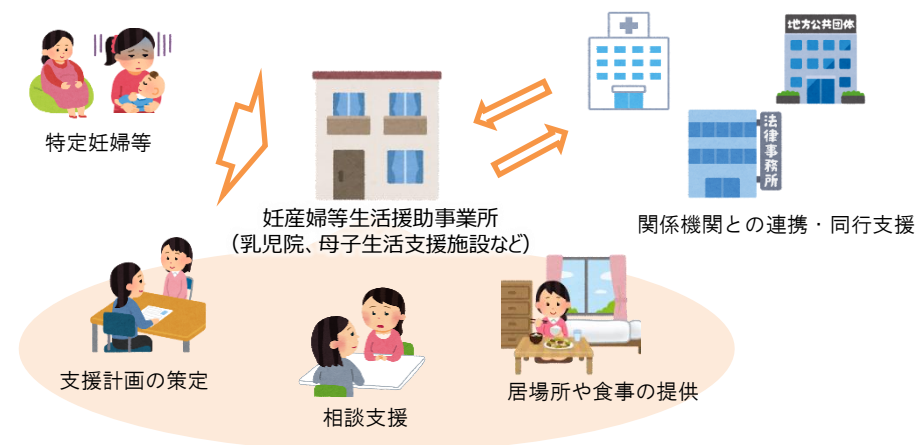
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

子育て世帯訪問支援事業

〈子ども・子育て支援交付金〉

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

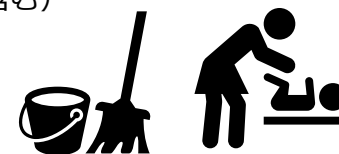
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり 900円、1件あたり560円

【目的】

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【支援の内容】

- 支援の内容については、対象家庭を訪問し、①か②の片方、又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせて以下の内容を包括的に実施する。
 - ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
 - ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
 - ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
 - ※ 保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
 - ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
 - ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

【対象】

- 本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
 - ④ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【訪問支援員の要件】

- 訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業を適切に実施できる者として市町村長が適当であると認めた者とする。
 - ① **【研修】**（以下の項目参照）の内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を修了した者
 - ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する措置児童等虐待を行った者

【研修】

- 研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等について、必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）について、必ず実施すること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市町村が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。
実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

※養育訪問支援事業において規定の研修を受講済の支援員については、本事業の支援員要件を満たすと考える。

※現行の臨時特例事業において訪問支援員を行っていた者については、経過措置として、当面の間、研修を受講していなくとも支援員の要件を満たすものとするが、事後的に研修を受講することが必要。

【留意事項】

- 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- 訪問支援員は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
- 市町村は、事業者や訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況の把握に努めること。

- ・子育て世帯訪問支援事業実施要綱の内容を補完するものとして、正式版の令和6年4月早々の発出を目指して調整中。
- ・特に、「研修の内容」と「支援の流れ」について、実際の運用に資する内容を重点的に記載予定。

章立て

1. 事業の目的
2. 支援内容
3. 支援対象者
4. 実施方法
 - (1) 訪問支援員の要件
 - (2) 訪問支援員の研修
 - ① 研修の提供体制
 - ② 研修の内容
 - (3) 支援の流れ
5. 個人情報の保護及び守秘義務
6. 職場倫理及び事業内容の向上
 - (1) 職場倫理と法令順守
 - (2) 要望及び苦情への対応
 - (3) 事業内容向上への取組
7. 届出等

- ・ 支援の目的や支援内容の具体
- ・ 事業者と家事、育児・養育支援の内容や範囲、ルール等を定める項目の参考例 等。

- ・ 要支援児童等に該当するおそれのある者の考え方
- ・ 利用にともなう差別や偏見（スティグマ）への配慮、等。

- ・ 訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修項目および内容（一例）を掲載。

（研修項目例）

- 事業の理念及び意義・目的
- 支援対象者像の理解
- 傾聴とコミュニケーション
- 地域の子育て支援の情報
- 守秘義務と個人情報の管理について
- 市町村への報告を要する場面
- 訪問支援の実際
- 救急救命講習及び事故防止

- ・ 利用決定から支援終了までの流れについて、こども家庭センター等や事業担当部署、事業者それぞれに想定される役割及び連携にあり方について記載。

照会先：成育局成育環境課 家庭支援係

児童育成支援拠点事業

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

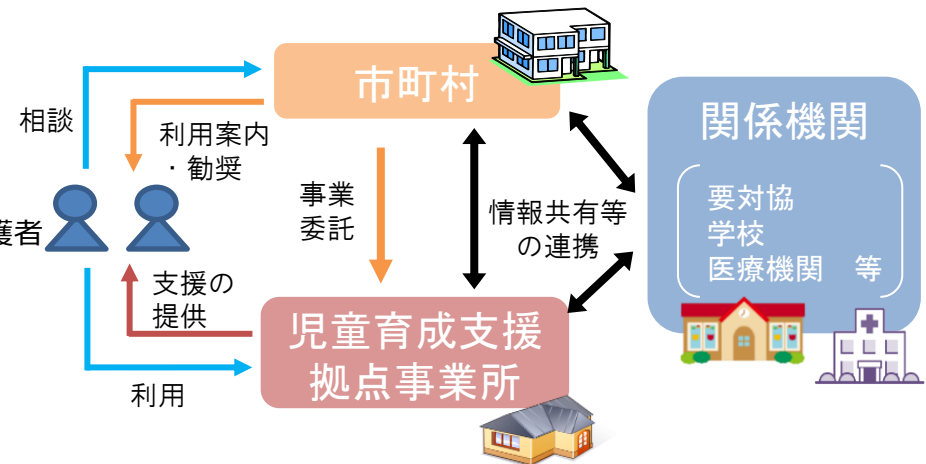
2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

3 実施主体等

【補助単価(案)】

○基本分

右表の通り

	① 週3型	② 週4型	③ 週5型
	9,516千円	12,688千円	15,854千円

○加算分

ア、ソーシャルワーク専門職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

イ、心理療法担当職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

ウ、送迎加算

居宅から実施事業所の間等の送迎を実施。

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
870千円	1,161千円	1,451千円

エ、長時間開所加算(1事業所の単位当たり年額)

(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
567千円	756千円	944千円

(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
135千円	180千円	225千円

オ、賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000千円

【開設準備経費(改修費等)】 1事業所当たり年額 4,000千円

【目的】

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【事業の内容】

- 支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、①～⑦を包括的に実施し、地域の実情等に応じて⑧を実施する。
①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

<包括的に実施する内容>

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

<地域の実情等に応じて実施する内容事項>

- ⑧ 送迎支援

【対象】

- 本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。
 - ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
 - ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
 - ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【定員】

- 概ね20名とする。

【職員配置、要件及び職務の内容】

- 支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。
 - なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。
 - また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。
 - 加えて、人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

<必須>

①管理者

【職務内容】

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定、等を行う者

【要件】

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

②支援員

【職務内容】

児童や保護者への支援等を行う

【要件】

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

<任意>

③心理療法担当職員

【職務内容】

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援を行う者

【要件】

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者

④ソーシャルワーク専門職員

【職務内容】

児童及びその家庭を対象にした下記 i ~ iii のソーシャルワークの支援等を行う者

- i 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ii 児童の家庭への訪問を含めた支援
- iii その他、居場所における児童に必要な支援

【要件】

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

【研修】

- 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

【開所日数・開所時間】

- 開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上開所すること。
- 開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。
 - ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、8時間（原則10時～18時）
※8時間の開所は必須であるが、地域の実情に応じて開所時間を前後にずらす、又は延長することは可能。
 - ② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、学校の授業の終了後から原則18時以降

【施設・設備】

- 児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認められた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

【留意事項】

- 事業の実施により知り得た個人情報は、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。
- 市町村及び児童育成支援拠点事業者は、学校、医療機関、地域団体等の関係機関から把握しているこどもの情報が共有され、対象となる児童が本事業の利用につながるよう関係機関等に事業の趣旨や内容等を周知し、関係機関との必要な連携が図られる体制づくりに努めること。

- ・児童育成支援拠点事業実施要綱の内容を補完するものとして、正式版の令和6年4月早々の発出を目指して調整中。
- ・「支援の内容」について実施背景等も示すとともに、特に重要な、関係機関との連携について記載予定。

章立て

1. 事業の目的
2. 支援の内容
3. 支援対象者
4. 実施方法
 - (1) 定員
 - (2) 職員配置、要件及び職務の内容
 - (3) 開所日数・開所時間
 - (4) 施設及び設備
 - (5) 支援の流れ
 - (6) 児童育成支援拠点事業所と関係機関等との連携
 - (7) 衛生管理及び安全対策
5. 職場倫理及び事業内容の向上
 - (1) 職場倫理と法令順守
 - (2) 要望及び苦情への対応
 - (3) 事業内容向上への取組
6. 届出等

・居場所づくりにおける重要な観点を記載
・支援内容の各項目における「実施を求められる背景」「具体的な実施事項例」「留意事項」を記載 等

・支援対象者の具体例や考え方
・利用にともなう差別や偏見（スティグマ）への配慮、等。

利用決定から支援終了までの流れについて、こども家庭センター等や事業担当部署、事業者それぞれに想定される役割及び連携のあり方について記載。

・市町村、学校、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や放課後等デイサービスセンター、教育支援センター（適応指導教室）等、関係機関との連携について具体的に記載

・施設運営の観点で必要な要素（食中毒に対する配慮、安全チェック、防災対応、事故対応などについて対応を具体で記載

親子関係形成支援事業

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円

【目的】

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【事業の内容】

- 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

【対象者】

- 本事業の支援対象は、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭で、次に掲げるような状態にある者を対象とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
 - ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
 - ③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【実施方法】

- 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。なお、事業者へ委託等して実施する場合は、プログラムの内容について、あらかじめ市町村による確認を行うことが望ましい。
 - ① こどもの行動の理解と要因の把握及び対応
 - ② こどもの発達・成長に応じた関係性や関わり
 - ③ 参加者同士によるピアサポート
 - ④ セルフケアやこどもへの関わり方の振り返り

【実施方法】

- 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。
- 実施者は、対象者像として精神疾患、発達障害等のケースも考えられることから、基礎知識と必要な配慮をもって接すること。
- 実施者は、利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- 実施者の他、実施者をサポートし、利用者の様子の観察や記録等を行う者を配置することが望ましい。
- 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、4回以上の連続講座として実施すること。また、利用者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返るような機会を設ける等、配慮すること。
- 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また利用者へ必要な支援が提供されるようにするため、事業者へ委託等して実施する場合も含め、市町村において以下のような対応に努めること。
 - ① 事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。深刻な虐待事案に至る前段階でこどもとの関わり方を支援する、という本事業の趣旨を十分に踏まえ、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう配慮すること。また、父親の参加や理解を促すための周知等の工夫すること。
 - ② 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また利用者へ必要な支援が提供されるようにするため、事業者へ委託等して実施する場合も含め、市町村において以下のような対応に努めること。
 - ③ グループワークを行う際には、支援対象者の支援ニーズに合わせて組み合わせを考える等、配慮すること。
 - ④ 支援対象者の利用状況を確認し、利用が中断した場合には個別に継続利用のための働きかけ（補習プログラムの提供、会場への付き添い、等）を行うよう努めること。
 - ⑤ プログラム中または、中断理由において他の支援が必要な状況を把握した場合や、プログラム利用後の利用者の変化等の評価において、さらなる支援が必要と考えられる場合は、必要な他の支援が提供されるよう、こども家庭センター等の関係機関への連携を検討すること。
 - ⑥ 利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図る場合には、利用者の同意を得ること。

子育て短期支援事業

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 **2,074**億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

2. 施策の内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や**育児疲れ**、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**に、児童養護施設等で一定期間こども**及び保護者**を預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- **養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**
- **保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合



(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**、その他緊急の場合において、こども**及び保護者**を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童**及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童**
- **保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】

1 運営費

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、**養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合**に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- **親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親** 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

【拡充内容】

- **親子入所等支援**
レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、支援を実施する。
- **入所希望児童支援**
保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。
- **専従人員配置支援**
子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。
- **利用日数の柔軟化**（原則7日以内としている保護の期間を、個別状況を勘案して市町村長が必要と認める期間に変更）

【財政支援の考え方】

- 「親子入所等支援」及び「入所希望児童支援」については、現行の子育て短期支援事業の補助単価を活用する。

子育て短期支援事業の補助基準額（案）

※（ ）は、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合や、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）
- 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円（ 600円）
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

- （ア）基本分 年間延べ日数 × 900円（ 400円）
- （イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円（ 400円）

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

- 専従人員配置支援については、現行の安心こども基金による子育て短期支援臨時特例事業による補助と同水準とする。

専従人員配置支援 1施設当たり 年額 6,497千円

家庭支援事業のうち、児童育成支援拠点事業及び子育て短期支援事業の整備に係る費用補助について

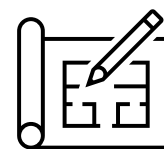
事業内容

令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（こども家庭センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、**児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業所**）や、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について、次世代育成支援対策施設整備交付金に新設し、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

※以下、児童育成支援拠点事業および子育て短期支援事業に関する項目について記載

【設置主体】

市区町村、社会福祉法人等



【補助割合】

（設置主体が市町村の場合）

国1/2、市町村1/2

（設置主体が民間（法人等）の場合）

国1/2、市町村1/4、設置主体1/4



【交付基礎額】

- **（新設）** 児童育成支援拠点事業所 1事業所当たり 18,992千円
- **（新設）** 子育て短期支援事業所 1人当たり 10,250千円
（初年度相当設備加算 1人当たり 122千円）
- 児童養護施設本体（※）における、子育て短期支援事業のための居室等整備加算 1人当たり 3,518千円
※次世代育成支援対策施設設備交付要綱8（1）に該当する場合 （初年度相当設備加算 1人当たり 140千円）

財源

次世代育成支援対策施設整備交付金（令和5年補正予算から活用可能）